

イトデモ禁止の仮処分決定を出したの中傷は、依然として野放しに近い

ヘイトスピーチ対策法

ヘイトスピーチ対策法は議員立法で成立し、昨年6月に施行された。ヘイトスピーチを「差別的意識を助長する目的で、公然と生命や身体などに危害を加える」と告知したり著しく侮蔑したりするなど地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動」と定義。「適法に居住する日本以外の国・地域の出身者やその子孫」を保護するとして

ている。

さらにヘイトスピーチについて「許されない」と宣言し、国に相対的の整備などを通じて差別的言動の解消に取り組み義務を、地方自治体には努力義務を課している。憲法が保障する表現の自由に配慮して、罰則や禁止規定は設けていない。自治体がデモや集会のための公共施設の利用を認めるかどうかを判断する指針の一つになるとされる。

ヘイトスピーチ対策法の施行から

1年を迎えた3日、現状と今後の課題を報告する集会が東京都内で開かれた。研究者らが法施行後も差別が残る実態を指摘し「さらなる法整備を」と訴えた。関東学院大の明戸隆浩非常勤講師は、法務省が自治体に示した「不当な差別的言動」の具体例を紹介。「ヘイトスピーチの認定を避ける逃げ道があり、何が該当するか議論をして

回答結果を踏まえ「台詞的な差別禁止の法整備が必要だ」と強調した。

対策法が保護対象を「適法に居住する日本以外の出身者や子孫」と規定していることを「不十分」と指摘したのは、東京に住むアイヌ民族の北川かおりさん(51)。「アイヌへの差別禁止も法律に明記してほしい」と求めた。集会は人種差別撤廃に取り組む市民団体などが主催し、約130人が参加した。

# 時代、社会に合わせ再考を

## 記者教育のあり方

新聞記者の世界では、最初の仕事は警察担当というのが伝統だ。記者教育の場として警察取材が適当だと理由からだ。公式発表の扱い方、現場取材のイロハ、情報源の作り方などを警察の記者クラブを通じて、他紙との競争の中で身につけていくというのだ。他社の先輩記者やベテラン刑事から失敗・成功の経験を聞くことも大きな財産だとされてきた。日々の紙面を埋める面でも、オン・ザ・ジョブ・トレーニング(職場の仕事)

そんな中、調査報道と言われる埋もれた真実を掘り起こす取材・報道スタイルが脚光を浴びている。今のところ「特別な一部の記者がやること」とのイメージがあるが、新聞やテレビといった公共メディアに関わる者

通じた訓練)としても効率的な方法だったのだろう。事件・事故取材のノウハウは間違いなくジャーナリストが身につけるべき技術の一つで、「発生の」と言われる目の前で起きた出来事を追いかけるには必要不可欠なテクニックだろう。だが、これだけでは現在の社会や多様化したメディア状況の中で、プロのジャーナリストとして社会的役割を全うするには不十分だ。

大阪市の学校法人「森友学園」の問題では、市民団体が国有地売却交渉記録の情報公開請求や、財務省のパソコン更新でデータが消されなかったための証拠保全の申し立てを矢継ぎ早にしたが、本来は報道機関がすべき任

すべてが、きちんと身につけるべき素養のはずだ。昨今の事例で言えば、国の省庁が保有する「行政文書(公文書)」とは何かをきちんと理解し、文書の取り扱いがずさんであることを厳しく追及する報道もその一つだろう。権力監視という基本姿勢を失わないという「当たり前」のことを誠実に実行することが必要だ。こうした取材技術を教

育するうえで、警察取材が最適かどうかを見直すべきだ。

開示義務が定められていないという世界でも遅れた情報公開制度に対して、報道機関にこれを変えようという動きがほとんど見られないのは問題だ。報道機関には「国の情報は国民のもの」という原則を本気で実行するための教育と取材の実践が求められる。

前川次官出 文科省在 次官時代の不適切 報道すべき公共の事

## ジャーナリズム ウオッチ

山田健太



大阪市の学校法人「森友学園」の問題では、市民団体が国有地売却交渉記録の情報公開請求や、財務省のパソコン更新でデータが消されなかったための証拠保全の申し立てを矢継ぎ早にしたが、本来は報道機関がすべき任

次回は7月13日掲載予定 (専修大教授・言論法)

前川喜平・前文部科学 出会い系「出会い」 新聞の5月22日朝刊の 記事への批判に反論し 刊の記事(いずれも東吉

前川喜平・前文部科学 出会い系「出会い」 新聞の5月22日朝刊の 記事への批判に反論し 刊の記事(いずれも東吉